

第6節 証券会社等に対する金融検査

I 検査実施状況の概要（資料 19-1-9 参照）

国内証券会社に対しては、「平成 12 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」において、「前事務年度に引き続き、資産内容の健全性、早期是正措置制度の基盤となる自己資本規制比率の正確性、顧客資産の分別管理の適切性について、重点的に確認する。」とされているところであり、平成 12 検査事務年度においては、平成 13 年 5 月 31 日現在で、金融庁及び財務局において、証券会社 43 社と投資信託委託会社・投資顧問業者 19 社に対して検査に着手し、このうち、証券会社 13 社、投資信託委託会社・投資顧問業者 10 社に対して検査結果を通知している。

なお、検査にあたっては、証券会社については 1 社当たり平均して 15.8 日間の立入日数で、5.5 人を、投資信託委託会社・投資顧問業者については 1 社当たり平均して 7.2 日間の立入日数で、5.4 人を投入している。

検査においては、早期是正措置制度の基盤となる自己資本規制比率のチェック、資産内容の厳正な把握及び顧客資産の分別管理状況の把握のほか、ルール遵守態勢、リスク管理態勢等についての検証を行っている。その際、必要に応じ、証券取引の公正の確保に関する検査を実施している証券取引等監視委員会と連携を図り、同時検査を行うなど、効率的で実効性の高い検査の実施に努めている。

II 検査結果の概要

検査（平成 11 検査事務年度に着手した一部検査を含む。）において指摘した主な事例は、以下のとおりである。

1. 財務内容の健全性

法令の理解不足等から市場リスク相当額や取引先リスク相当額が過少に計算されていたことや、第三者の担保に供された有価証券を控除資産額に含めていないため控除後の自己資本が過大に計算されたこと等により、自己資本規制比率の算出に誤りがみられた。

2. 法令等遵守状況等

(1) 顧客資産の分別管理

顧客資産の分別管理について、顧客ごとの顧客分別金信託の必要額が毎日算出されていないほか、管理簿の残高と現物の残高に不一致が生じているなど、管理態勢が不十分な事例がみられた。

(2) 法令等遵守状況

① 顧客に交付すべき書面を交付していないもの、他社の取締役を兼職している取締役について届出を行っていないものや、自己資本規制比率を記載した

書面を営業所において公衆縦覧に供していないなどの事例が認められた。

- ② 投資顧問契約を締結した海外顧客について、多数回にわたり顧客のために証券取引行為を行っている事例が認められた。

(3) 内部管理態勢

- ① 法定帳簿の記載不備や有価証券預り証の未交付・未回収等の不備事項がみられたほか、営業報告書の記載誤り等が認められた。
- ② 営業員の管理が不十分であることに起因した無断売買や、基本的事務処理動作の不徹底に起因する未確認売買、誤認勧誘等の証券事故等が認められた。
- ③ 内部監査が有効に機能していないなど、管理部門による内部牽制が不十分な事例が認められた。

3. リスク管理状況等

顧客の意図的な決算対策に利用されるおそれのある取引に関与することによるリーガルリスクやレピュテーションリスクの検討が不十分な事例のほか、社内規程が未整備、あるいは整備されていても遵守されていない事例が認められた。

III 行政処分に繋がった検査

野村アセットマネジメント株式会社に対する検査及び処分等について

1. 検査実施状況

野村アセットマネジメント株式会社に対して、平成 12 年 4 月 12 日、金融庁による立入検査を開始し、同年 12 月 22 日に検査結果を通知した。

2. 検査結果概要

野村アセットマネジメント株式会社は、投資顧問契約を締結していた海外顧客のために多数回にわたり有価証券の売買の代理を行っていた（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 18 条（証券取引行為の禁止）違反）。

（参考）行政処分

検査結果を踏まえ、行政手続法等の規定に基づく弁明の機会の付与の手続きを経た上で、平成 12 年 12 月 28 日に、平成 13 年 1 月 9 日から 2か月間、非居住者との新たな投資顧問契約の締結禁止及び法令違反行為の基となった投資顧問業務（ただし、顧客との契約の解約業務を除く。）の停止等の行政処分を命じた。